厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、東北厚生 局に届出を行って診療している保険医療機関です。

【入院基本料に関する事項】

療養病棟(病床数:40 床(うち地域包括ケア病床:30 床))

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分から夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方4時30分から深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・深夜0時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・早朝6時から夜8時45分までの時間帯は、身支度や食事等の身のまわりのお世話をさせていただく看護助手3人が勤務しています。

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制】

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

【明細書発行体制】

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

【入院医療に係る特別の療養環境の提供】

当院における差額病床料金は、1日2.200円(消費税込)となります。

●療養病棟個室: 4床 210,211,212,213 号室

【間歇スキャン式持続血糖測定器(算定告示に掲げる療養としての使用を除く)について】

当院では、間歇スキャン式持続血糖測定器を診療報酬上対象とならない患者さんが使用する場合、選定療養費として通常の診療費とは別に以下の金額を実費負担していただきます。

- ●FreeStyle リブレ2 センサー 6,600 円(税込)
- ●FreeStyle リブレ2 リーダー 6,600 円(税込)

【食事サービスに関する事項】

入院時食事療養費(1)及び入院時生活療養費(1)

当院は、入院時食事療養(1)及入院時生活療養(1)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された給食を、適時(夕食は午後6時以降)に適温で提供しています。

【長期処方について】

当院では、患者さんの状態に応じ、28日以上の長期処方を活用することが可能です。

※なお、長期処方が可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

【厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項】

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。

届出病床数:40床(療養病棟:40床(うち地域包括ケア病床:30床))

基本診療料の施設基準等に係る届出

·療養病棟入院基本料13:1

・地域包括ケア入院医療管理料1

·診療録管理体制加算2

·看護補助体制充実加算3

·感染対策向上加算3

・データ提出加算1

·入退院支援加算1

・認知症ケア加算3

特掲診療料の施設基準等に係る届出

・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ·開放型病院共同指導料
- ・がん治療連携指導料
- ·薬剤管理指導料
- ·在宅療養支援病院

(機能強化型,在宅療養実績加算1)

- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅酸素療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニ タリング加算
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算

- ·検体検査管理加算(I)
- ・ヘッドアップティルト試験
- ·CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ·胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ·外来·在宅ベースアップ評価料(I)
- ・入院ベースアップ評価料80

入院時食事療養等

その他届出

·入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)

・酸素の購入単価

【厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について】

(令和6年1月から12月まで)

5.その他の区分に分類される手術

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

13件